

養老町立小学校再編準備委員会傍聴人要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養老町立小学校再編準備委員会（以下「準備委員会」という。）又は専門部会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 準備委員会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、原則として会議の開催時刻の30分前から開催時刻までの間に受付を行うものとする。

2 傍聴人は、所定の場所で、自己の氏名及び住所を所定の用紙（別記様式）に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10名程度とし、準備委員会の会議の都度、準備委員会の長（以下「委員長」という。）が会議室の収容人員等を考慮して定める。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲酒、飲食又は喫煙しないこと。
- (5) 準備委員会の会議の進行及び学校の再編検討の妨げになる行為及び人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。
- (6) 会議の会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音しないこと。
- (7) 知り得た情報を外部へ漏らさないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認め指示したこと。

2 傍聴人が前項の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

第6条 傍聴人は、委員長が会議の非公開を宣告したとき又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(委員長の指示)

第7条 前2条に規定するもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

(準用規定)

第8条 第2条から前条までの規定は、専門部会について準用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式

(表)

No. _____	No. _____
傍聴人	養 老 町 立 小 学 校 再 編 準 備 委 員 会 傍 聴 券
住所	
氏名	氏名 _____ 令 和 年 月 日 限 り 養 老 町 教 育 長

(裏)

傍聴人の遵守事項	
1 みだりに傍聴席を離れないこと。	
2 私語、談話又は拍手等をしないこと。	
3 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。	
4 飲酒、飲食又は喫煙しないこと。	
5 準備委員会の会議の進行及び小学校再編の検討の妨げになる行為及び人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。	
6 会議の会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音しないこと。	
7 知り得た情報を外部へ漏らさないこと。	
8 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認め指示したこと。	